

2022年7月29日

特定非営利活動法人消費者支援ネット北海道

理事長 松久 三四彦 様

株式会社レンタス

取締役 久保園修



回答書

基団体よりの令和4年7月19日付再申入書につき、以下のとおり回答いたします。

弊社約款第30条を修正し、以下のとおりとします。

第30条（賠償および営業補償）

借受人は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカーに損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、借受人又は運転者の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

2.前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損・臭気等により当社がそのレンタカー利用できないことによる損害については、料金表等に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償するものとします。

3.借受人又は運転者は、借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者の故意又は過失によって第三者又は当社に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。

以 上